

# 「おおよど集中改革プラン」

平成20年7月

大 淀 町

## 目 次

- 1．はじめに
- 2．プランの名称
- 3．推進期間
- 4．基本姿勢
- 5．重点事項
- 6．重点事項の方策
- 7．推進方策

## 1. はじめに

### (1) 大淀町を取り巻く行財政環境の変化

本町を取り巻く行財政環境は、財政的にも歳入の増加を見込めない情勢にありながら、社会資本整備への投資や各分野の公共サービス充実のため経費は増加傾向にあります。こうした行政需要の高まりに反して、地方交付税交付金の配分縮減や補助金の見直しの影響もあり収支のバランスが保てず財源に不足が生じる状態が依然として続いています。このような背景のなかで、大淀町行財政改革推進本部を中心に行財政改革を推し進めてきましたが、今後は行政経営の全般にわたって、成果重視の考え方を徹底し経営資源の選択と集中を積極的に行っていく必要があります。この「おおよど集中改革プラン」は、行政経営機能を変革・拡充させるための具体的な方向性を示したものです。

### (2) これまでの行財政改革の取り組み

本町が平成 17 年 2 月に策定を行った『リフォームプランおおよど』については、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年に具体的な計画内容を立案し積極的に行財政改革に取り組んできました。『リフォームプランおおよど』の特徴として、改革を進めるうえでの基本方針を 6 本の柱に体系的に整理し、具体的な取り組みとしてアクションプラン（行動計画）を設定し、行財政改革を進めるとともに、行政全般にわたり事務事業等の見直しにより効率的な行政運営に取り組んできました。また、この間に、財政の収支均衡を図ることを目的に財政健全化計画を策定し財源を確保しながら人件費や事務改善による経費の削減を図るとともに、より確実な効率化を積み重ねてきました。

### (3) さらなる行財政改革の必要性

これまでの 3 年間、『リフォームプランおおよど』を進めるなかで取り組みを着実に実施し成果を上げてきましたが、事務事業の進捗や情勢の変化等によって問題を解決出来ない事項も少なくありません。今後は、『リフォームプランおおよど』策定時よりもさらに厳しい財政状態が続くことが予測され、現状の問題に対応できるよう具体策の内容について、方向性も含め再調整が必要とされます。

このことから、国が示す『集中改革プラン』との整合性を図ることも要因に入れ、基本的な進め方は変えず、『リフォームプランおおよど』のアクションプランについて実施最終年度（19 年度）までの実施計画を一旦整理し、リフォームプランおおよどの成果と統括を踏まえた 2 年度間の行革推進計画期間を新たに設け『おおよど集中改革プラン』の策定をすることとしました。

## 【参考1】

国は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方自治体に通知しました。この指針の中で、「今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある」と言及し、分権型社会システムの構築に向けて自治体の行政改革の主要事項を次の8つに分類しています。

### 1 国の指針による「行政改革推進上の主要事項」

地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
定員管理及び給与の適正化等	人材育成の推進
公正の確保と透明性の向上	電子自治体の推進
自主性・自律性の高い財政運営の確保	地方議会

この指針を踏まえて行政改革大綱を見直し、次の具体的な取組みを集中的に実施するために「集中改革プラン」を策定して住民に公表するよう地方自治体に要請しています。

### 2 「集中改革プラン」の公表項目（実施期間：平成17年4月から5年間）

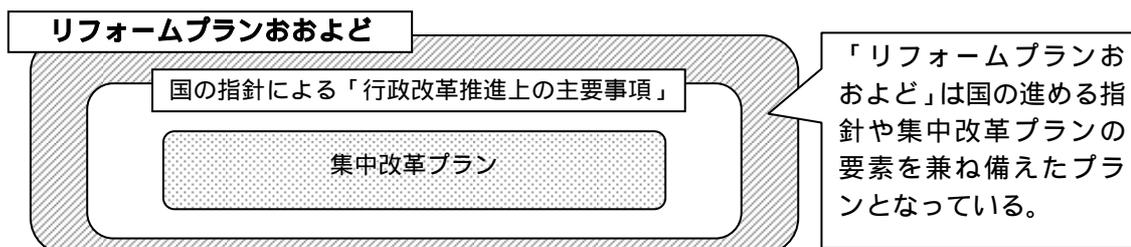
事務・事業の再編、廃止・統合	民間委託等の推進
定員管理の適性化	手当の総点検をはじめとする給与の適正化
市町村への権限移譲（都道府県対象）	出先機関の見直し（都道府県対象）
第3セクターの見直し	経費削減等の財政効果
その他	

### 3 「リフォームプランおおよど」の取組項目（実施期間：平成17年4月から3年間）

意識改革	事務改善
事業評価	組織改革
住民参加	健全財政

「リフォームプランおおよど」は国の指針に示した地方自治体の「行政改革推進上の主要事項」と「集中改革プラン」の項目及び数値目標を計画のなかで具体的に記述しており、全国的な統一基準で公表する「集中改革プラン」としての性格も有します。

### 4 「リフォームプランおおよど」の位置づけ



## 2. プランの名称

プランの名称を「おおよど集中改革プラン」とします。

## 3. 推進期間

「おおよど集中改革プラン」の推進期間は、平成 20 年度から平成 21 年度の 2 か年間とします。

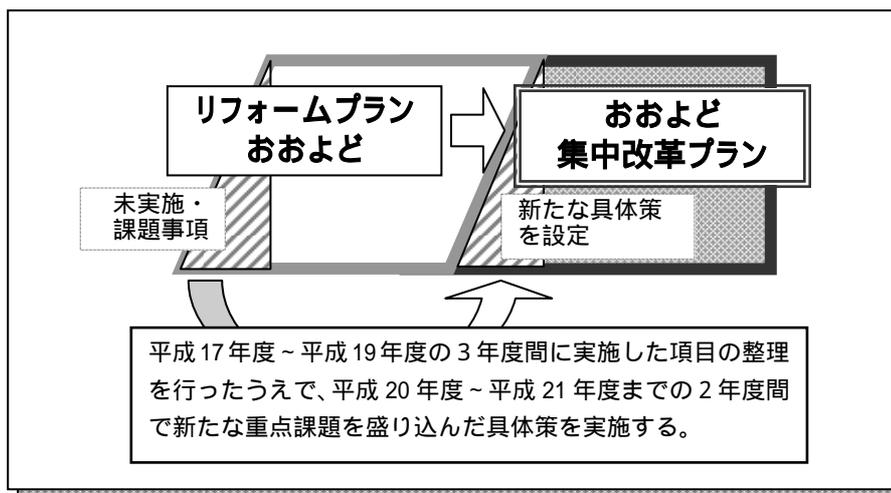
### 【参考 2】

#### 「おおよど集中改革プラン」のポイント

平成 17 年 2 月に策定した「リフォームプランおおよど」を基に、これまでの実施期間中にやり残した事項や新たに発生した課題に対してアクションプランの見直しを図るとともに新たな実施計画を設定し取り組みを推進する。

また、集中改革プランの期間並びに実施項目に合わせた形で平成 21 年度までを改革の期間とする。

#### 「おおよど集中改革プラン」のイメージ図



## 4．基本姿勢

プランを推進するにあたって、次の3項目を基本姿勢に定めることとします。

### (1) 経営感覚を取り入れた行政運営の確立

事務事業について必要性・重要性を検討評価するなど職員のコスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営を進めていきます。

### (2) 柔軟性のある行政組織の確立

社会経済情勢の変化や新しい行政課題に、機動的にそして的確に対応できる柔軟性のある行政組織の確立をめざします。

### (3) 限られた財源を効果的に活用する財政運営の確立

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の整理合理化、組織機構の見直しを進め、限られた財源を効果的に活用する簡素で効率的な財政運営の確立をめざします。

## 5．重点事項

今回の『おおよど集中改革プラン』の策定にあたっては、次の4項目を重点事項と位置づけ、具体的な方策を進めていきます。

- (1) 行政評価の導入と事務事業の見直し
- (2) 組織機構の見直し
- (3) 住民と行政の協働によるまちづくり
- (4) 財政の健全化

## 6．重点事項の方策

### (1) 行政評価の導入と事務事業の見直し

行政の責任の範囲を改めて見直し、行政関与の必要性、行政効果などを十分吟味し、行政の基本的な方針である「政策」、政策を実現させるための具体的な方策・対策である「施策」、施策を実現させるための個々の行政手段である「事務事業」について評価を行います。さらに、町が行うすべての事務事業について、行政目的を達成するために必要・有効なものであるかどうか、また各事務事業が住民ニーズに沿ったものであるか、効果的に満足が得られるものであるかどうかを検討し整理・合理化を図ります。

## 達成に向けた具体策

### ア 行政評価システムの導入

限られた行政資源である予算や人員等を効果的に配分し、コストに見合った「成果」を得ることが必要です。町が実施する総合計画に基づいた施策の効果を測定分析し、政策評価に関する基本方針に基づいた判断を行い、その廃止、拡充、改善、縮小を決定することにより、質の高い住民の視点に立った行政の実現を図ります。

### イ 事務事業評価システムの導入

厳しい財政状況のなかで、職員が事務事業の目的やコスト意識を持ち、各部局が行っている事務事業を継続的に見直すシステムを確立することにより、限られた財源の効率的・効果的な活用を図ります。

### ウ 民間委託の推進

民間委託や民営化を推進するにあたっては、職員自らが主体となって実施すべき事務事業を明確にし、それ以外のものについて経済的な効果のみならず、住民サービスの向上や住民自治の充実など様々な角度から民間委託の検討を加えていきます。

## (2) 組織機構の見直し

次期組織改革(平成21年4月)の際には、従来の組織機構にとらわれることなく、効率的な行政運営を推進するとともに住民ニーズに対応できる組織体制の確立に努めます。

## 達成に向けた具体策

### ア 効率的な組織・機構の整備

住民が求めている行政ニーズ等を的確に把握し、それに対応した施策を総合的・効果的・機能的に展開します。そのためには、迅速な意思決定を行う必要があることから、効率的な行政組織になるよう見直しを行います。

### イ 人件費抑制と定員管理の適性化

職員給与等の人件費が財政硬直化の一因となることから、組織(機構)改革の基本方針を踏まえたうえで、必要最小限の人員による組織体制を構築していきます。また、行政需要の範囲や施策の内容及び手法を改めて見直しながら事務事業の適正化に取り組み、組織機構の合理化を進めます。

#### ウ 人材育成基本方針の推進

財政状況が緊縮するなかで、大淀町職員全体の力量を高め住民ニーズに対応した質の高い行政を展開していくうえで、「優れた人材を育成する」ための人材育成は必要不可欠であるため、人材育成基本方針に掲げられた内容についてさらに取り組みを推進します。また、職員自らが仕事を通じて自己成長や自己実現の可能性を追求できる環境を整備することで、組織全体を活性化させるとともに住民満足度を高めるという相乗効果を狙います。

### (3) 住民と行政の協働によるまちづくり

地域の個性を活かし、住民のニーズに応えたまちづくりを進めるうえで、住民の価値観の多様化や地方分権による社会状況の変化に伴い、これまでの画一的なまちづくりでなく個性的なまちづくりが求められています。また、住民の地域に対する意識が高まり、地域活動の場として「まちづくり」への関心が強くなっていることから、住民と行政が自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進していきます。

#### 達成に向けた具体策

##### ア 行政と住民の役割の明確化

これまでのまちづくりのように多くを行政が担うのではなく、地域でできることは地域で考え、行動してもらいまちづくりをめざします。行政の財政状況は厳しく、それに反比例するように住民ニーズが高まり、また子どもに対する安全や高齢化社会に対する対応など、行政の業務範囲は増大傾向にあります。これを本来の自治の考え方に立ち、行政、住民の役割の整理を行います。

##### イ 行政への住民参加

住民参加のまちづくりの基本は、住民の行政への関与であり、そのことで住民自らがまちづくりに参加しているという意識を生み出しながら、住民参加による行政体をめざします。

#### (4) 財政の健全化

将来にわたって持続可能な財政構造の確立と、安定した歳入を確保した収支バランスの均衡を図ることを目的に、これまでの財政運営を検証し、緊迫した財政状況を真摯に受け止め、長期的な視点に基づいた財政の健全化をめざしていきます。

##### 達成に向けた具体策

###### ア 財政健全化計画の見直し

平成 21 年度の予算編成時に財政調整基金の残高が事実上、底をつくことが予想されます。その事態を回避するためには抜本的な見直しが必要となるため、その指針となる「財政健全化計画」の見直しを実施します。見直し時には、一般財源基金の取り崩しに依存しない計画を策定することとします。

###### イ 公共施設の有効利用

財政状況の悪化を鑑みて、既存の公共施設の有効利用を考慮し、財政的な効果を検証するなかで行政ニーズに応えるべく、発想の転換からの利活用を考えていきます。

###### ウ 定住施策の推進

これまで微増傾向にあった町人口が、平成 13 年ごろをピークに現在は微減傾向にあり、平成 28 年度末の町人口は 18,854 人、高齢化比率は約 30%になると予測されています。このような本町の社会的状況は、町の財政基盤をはじめ経済や活性化に大きく影響することから、税収の安定的な確保をねらいとした若年層の定住を促す施策を行っていきます。

### 7. 推進方策

#### (1) 「おおよど集中改革プラン」の推進方策

大淀町行財政改革推進本部を継続して設置し、年度ごとに目標を定め進捗度の検証を行いながら、職員一丸となって行財政改革に取り組んでいきます。

#### (2) 住民とともに進める行財政改革

取り組み状況について、住民の代表からなる「大淀町行政改革推進委員会」に報告し、進捗度の確認と推進方策について意見を求めていきます。